

作成日 2006年09月25日

改訂日 2015年08月01日

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	ゴウワン1キロ粒剤51
整理番号	2088-06
会社名	北興化学工業株式会社
住所	〒103-8341 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
担当部門	環境安全部
電話番号	03-3279-5151
緊急連絡電話番号	03-3279-5151
FAX番号	03-3279-5195
推奨用途及び使用上の制限	農薬(除草剤)

2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康に対する有害性	急性毒性(経口) 区分外 急性毒性(経皮) 区分外 皮膚腐食性/刺激性 区分外 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分外
環境に対する有害性	水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(慢性) 区分2
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語	警告
危険有害性情報	H320 眼刺激 H401 水生生物に毒性 H411 長期的影響により水生生物に毒性
注意書き	
安全対策	取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)

	環境への放出を避けること。(P273)
応急措置	漏出物は回収すること。(P391)
	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	漏出物は回収すること。(P391)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物
一般名	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ブロモブチド・ベンスルフロメチル粒剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,3-オキサジン-4-オン (別名 オキサジクロメホン)	0.8%	C ₂₀ H ₁₉ Cl ₂ NO ₂			153197-14-9
(RS)-2-(2,4-ジクロロ-m-トリロキシ)プロピオンアリド (別名 クロメプロップ)	3.0%	C ₁₆ H ₁₅ Cl ₂ NO ₂		4-(7)-1498	84496-56-0
(RS)-2-ブromo-N-(α , α -ジメチルベンジル)-3,3-ジメチルブチルアミド (別名 ブロモブチド)	6.0%	C ₁₅ H ₂₂ Br NO			74712-19-9
メチル- α -(4,6-ジメキシピリミジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)-o-トルアト (別名 ベンスルフロメチル)	0.51%	C ₁₆ H ₁₈ N ₄ O ₇ S		8-(2)-1338	83055-99-6
鉱物質微粉等	89.69%				

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、安静にし、保温する。

皮膚に付着した場合	必要な場合は医師の診断、手当てを受ける。 速やかに多量の水および石鹼で洗い流す。
目に入った場合	必要な場合は医師の診断、手当てを受ける。 直ちに清浄な水で眼を洗浄し、医師の診断、手当てを受ける。
飲み込んだ場合	直ちに医師の診断、手当てを受ける。 口をすすぐこと。

5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス、乾燥砂など。
使ってはならない消火剤	情報なし
特有の危険有害性	火災時に有害ガスが発生するおそれがある。
特有の消火方法	消火作業は風上から行う。 火元への燃焼源を断ち消火剤を使用して消火する。 周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却し、移動可能な容器は速やかに安全な場所へ移動する。 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行なう。
消火を行う者の保護	適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置	屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 漏出した場所の付近に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する。 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、飛沫、粉塵、ミスト、ガスなどによる眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境への影響を起ささないように注意する。
回収・中和並びに封じ込め及び浄化方法・機材	飛散したものを掃き集めて、密閉できる空容器に回収する。
二次災害の防止策	特になし

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	局所排気・全体換気	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
	注意事項	容器を転倒、落下させ、衝撃を加える等の粗暴な取扱いをしない。 全体換気の設備がある場所で取扱う。

安全取扱い注意事項 取扱う前には必ずラベルを良く読むこと。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

取扱い中に身体に異常を感じた場合には、直ちに医師の手当を受けること。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

眼に入れないこと。

取扱い後は手足・顔などを石鹼でよく洗い、洗眼、うがいをするとともに衣服を交換すること。

取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること。

かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

保管	技術的対策	特に技術的対策は必要としない。
	混触危険物質 保管条件	「10. 安定性及び反応性」を参照。 直射日光をさけ、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。
	容器包装材料	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 未設定

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)

日本産衛学会 (2009年版) 未設定

ACGIH(2010年版) 未設定

設備対策 取扱いについては、出来るだけ密閉された装置、機器又は局所排気装置を使用する。

取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

保護具	呼吸器の保護具	防じんマスク
	手の保護具	不浸透性手袋
	眼の保護具	側板付き眼鏡またはゴーグル型保護眼鏡
	皮膚及び身体の保護具	長袖の作業衣・長靴

衛生対策 取扱い後は手足、顔などを石鹼でよく洗い、洗眼、うがいをするとともに衣服を交換すること。

取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	形状	その他
	色	類白色細粒
	pH	10.4(×5)
見掛け比重		1.15

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の貯蔵・取扱いにおいて安定である。
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある。
危険有害な分解生成物	通常の条件下では生成しない。 加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	ラット LD ₅₀	雌 >2,000 mg/kg
	経皮	ラット LD ₅₀	雄 >2,000 mg/kg 雌 >2,000 mg/kg
皮膚刺激性		ウサギ	陰性
眼刺激性		ウサギ	中等度の刺激性
皮膚感作性		モルモット	陰性

12. 環境影響情報

生態毒性	魚毒性	コイ	LC ₅₀ (96h)	>1,000 mg/L
		オオミジンコ	EC ₅₀ (48h)	>1,000 mg/L
		藻類生長阻害試験 (緑藻)	EbC ₅₀ (0-72h)	2.11 mg/L

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄に当たっては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
汚染容器及び包装	容器は関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	9
国連番号	3077
品名(国際輸送品名)	環境有害物質(固体)
容器等級	Ⅲ
海洋汚染物質	該当

国内規制

該当しない

緊急時応急措置指針番号

171

輸送の特定の安全対策及び条件

輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にこなう。

15. 適用法令

農薬取締法

ゴウワン1キロ粒剤51
登録番号 21716号

16. その他の情報

記載内容の問合せ先

会社名	北興化学工業株式会社
担当部門	環境安全部
電話番号	03-3279-5151
FAX番号	03-3279-5195

急性中毒に関する緊急の問合せ先

公益財団法人 日本中毒情報センター(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合に限る)

中毒110番 一般市民専用電話 (大阪) 072-727-2499(情報料無料)
365日 24時間対応

(つくば) 029-852-9999(情報料無料)
365日 9~21時対応

医療機関専用有料電話 (大阪) 072-726-9923(1件2,000円)
365日 24時間対応

(つくば) 029-851-9999(1件2,000円)
365日 9~21時対応

医療機関の方が一般市民専用電話を使用された場合も、情報料 1件につき2,000円を徴収します。

注意事項

本データシートは作成年月日での製品情報を記載しておりますが、すべての情報を網羅しているものではありません。新たな情報を入手した場合には追加又は訂正されることがあります。記載されている内容は、安全な取扱いを確保するための情報であり、いかなる保証をなすものではありません。特殊な条件下で使用するときは、その使用状況に応じた安全対策が必要となります。